

議案第 17 号

高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止
に関する条例の一部改正について

高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に
関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年3月2日

高根沢町長 加藤 公博

高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

1 改正理由

栃木県内及び隣接する県で不適切な土砂等の埋立てが発生していることから、町の土壌の汚染及び災害の発生を防止し、町民生活の安全を確保するため、小規模特定事業の許可基準等を改正しようとするものです。

2 改正内容

(1) 小規模特定事業の許可を要する区域面積の変更

小規模特定事業の許可を要する区域面積を「1,000 m²以上 3,000 m²未満」から「500 m²以上 3,000 m²未満」に変更します。(第2条第2号及び第3号)

(2) 許可を不要とする小規模特定事業の追加

小規模特定事業の許可を要する区域面積が 500 m²以上となると、個人が自らの住居の用に供する住宅を建築しようとする場合に小規模特定事業となる可能性があるため、この場合の町長の許可は不要とします。(第6条)

(3) 土砂等の埋立て等の制限対象等の厳格化

土砂等の埋立て等を制限し、措置命令の対象とするものに、「安全基準を満たさない改良土」及び「栃木県外の土壌から採取された土砂等」を追加します。(第2条、第5条、第7条、第8条、第11条及び第20条)

(4) 町との事前協議及び周辺関係者への説明会開催の義務化

小規模特定事業の許可を申請しようとする者は、その計画について町と事前協議をしなければならないこととします。また、事前協議終了後には、小規模特定事業の事業場の周辺関係者に対し、原則として、その理解を得るために計画に関する説明会を開催しなければならないこととします。

(第6条の3及び第6条の4)

(5) その他

条ずれ等への対応(第7条)、引用条例番号の修正(第8条)その他文言修正などを行います。

3 施行日

令和5(2023)年4月1日

高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年高根沢町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第2条 （1） 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着したものの並びに<u>改良土</u>をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等のたい積その他規則で定めるたい積を除く。）を行う行為をいう。 （2） 小規模特定事業 土砂等の埋立て等に限する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取され、<u>又は採取されたもので処理された土砂等</u>を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。以下この条において同じ。）以外の場所から採取され、<u>又は採取されたもので処理された土砂等</u>による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に限する区域の面積が<u>500平方メートル以上3,000平方メートル未満</u>であるものをいう。 （3） 小規模特定事業等 小規模特定事業及び土砂等の埋立て等に限する区	（定義） 第2条 （1） 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着したものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等のたい積その他規則で定めるたい積を除く。）を行う行為をいう。 （2） 小規模特定事業 土砂等の埋立て等に限する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。以下この条において同じ。）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に限する区域の面積が<u>1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満</u>であるものをいう。 （3） 小規模特定事業等 小規模特定事業及び土砂等の埋立て等に限する区

域以外の場所から採取され、又は採取されたもので処理された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が<u>500平方メートル未満</u>であるものをいう。 <u>(4) 改良土 次に掲げるものにセメントや石灰を混合し、化学的安定処理をしたものをいう。</u> <u>ア 土砂（これに混入し、又は吸着したものを含む。）</u> <u>イ 建設汚泥</u> (土砂等の安全基準等) 第5条 3 小規模特定事業等を行う者は、安全基準に適合しない土砂等又は<u>栃木県外の土壌から採取され、若しくは採取されたもので処理された土砂等</u>を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。 (小規模特定事業の許可) 第6条 (2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令等に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取され、又は採取されたもので<u>処理された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う小規模特定事業</u> <u>(6) 個人が、自らの住居の用に供する住宅（兼用住宅を含む。）の建築目的で行う小規模特定事業</u> <u>(7) (略)</u> (小規模特定事業に係る土地所有者の同意) 第6条の2 前条の許可の申請をしようと	域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が<u>1,000平方メートル未満</u>であるものをいう。 (土砂等の安全基準等) 第5条 3 小規模特定事業等を行う者は、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。 (小規模特定事業の許可) 第6条 (2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令等に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う小規模特定事業 <u>(6) (略)</u> (小規模特定事業に係る土地所有者の同意) 第6条の2 前条の許可の申請をしようと
--	---

する者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第7条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第9号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第3号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

(事前協議)

第6条の3 第6条又は第10条第1項の許可の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ土砂等の埋立て等の計画について町長と協議しなければならない。

(周辺関係者への説明)

第6条の4 第6条又は第10条第1項の許可の申請をしようとする者は、前条の規定による事前協議後に、規則で定める周辺関係者に対して、その理解を得るため、あらかじめ土砂等の埋立て等の計画に関する説明会を開催しなければならない。ただし、その必要がないと町長が認めるとき、又は説明会を開催することができない特別な事由があると町長が認めるときは、説明会の開催に代えて町長が認める適当な方法により周知を図ることができる。

2 第6条の許可の申請をしようとする者は、前項の規定による周辺関係者への周知の内容及びその結果を記載した記録を作成しなければならない。

(許可申請の手続)

第7条

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画(当該土砂等が改良土であるときは、当該改良土

する者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第9号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第3号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

(許可申請の手続)

第7条

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

として処理される前の第2条第4項ア又はイに掲げるもの（第11条において「処理前のもの」という。）が採取された場所並びに当該改良土の搬入予定量及び搬入計画）

（許可の基準）

第8条

（1）

イ 第19条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しないもの（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る高根沢町行政手続条例（平成8年高根沢町条例第19号）第18条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しない者を含む。）。ただし、申請者が第19条第1項第2号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

（7） 小規模特定事業に用いる土砂等が改良土以外のものであるときは、その性質が、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土に該当する

（許可の基準）

第8条

（1）

イ 第19条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しないもの（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る高根沢町行政手続条例（平成12年高根沢町条例第19号）第18条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しない者を含む。）。ただし、申請者が第19条第1項第2号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ものであること。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

(8) 小規模特定事業に用いる土砂等が改良土以外のものであるときは、栃木県内の土壌から採取されたものであり、その土砂等の採取場所から直接搬入されるものであること。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

(9) 小規模特定事業に用いる土砂等が改良土であるときは、栃木県内の土壌から採取されたもので処理されたものであること。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

(土砂等の搬入の届出)

第11条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所 (当該土砂等が改良土であるときは、処理前のものが採取された場所とする。以下同じ。) ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して町長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

(1) 当該土砂等が、国等が行う事業により採取され、又は採取されたもので処理された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に町長の承認を受けたものであるとき。

(2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等

(土砂等の搬入の届出)

第11条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して町長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

(1) 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に町長の承認を受けたものであるとき。

(2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等

がなされた採取場から採取され、又は採取されたもので処理された土砂等である場合であって、当該採取場から採取され、又は採取されたもので処理された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。 (措置命令) 第20条 町長は、小規模特定事業等において、安全基準に適合しない土砂等又は栃木県外で採取され、若しくは採取されたもので処理された土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該小規模特定事業等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該小規模特定事業等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該小規模特定事業等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	がなされた採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。 (措置命令) 第20条 町長は、小規模特定事業等において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該小規模特定事業等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該小規模特定事業等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該小規模特定事業等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第6条の3の規定による事前協議、第6条の4の規定による周辺関係者への説明その他許可の申請の手續に必要な行為は、この条例の施行前においてもすることができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の規定は、小規模特定事業にあってはこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可の申請がなされたものから、小規模特定事業以外の小規模特定事業等にあっては施行日以後に実施されたものから適用し、施行日前に許可の

申請がなされ、又は実施されたものについては、なお従前の例による。